

電子申請・届出サービスを利用しよう！

城里町では、児童手当認定請求、妊娠の届出等、子育てに関する手続きの一部で、電子申請ができるようになりました。

※ 電子申請による申請後、窓口への来庁が必要な手続きがあります。

◇ 電子申請対応の手続き

児童手当

- ・ 認定請求書
- ・ 未支払請求書
- ・ 額改定請求書
- ・ 寄附申出書
- ・ 氏名、住所変更届
- ・ 徴収申出書
- ・ 支給事由消滅届
- ・ 現況届（令和2年6月～受付開始）

保育

- ・ 認定申請書
- ・ 現況届（令和2年11月～受付開始予定）

母子保健

- ・ 妊娠の届出（母子手帳は窓口にて交付）

◇ 電子申請の前に必要な準備

1 マイナンバーカードを用意する

電子申請を行うためには、署名用電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要です。

また、カードの交付申請の際に設定した署名用電子証明書の暗証番号が必要になります。

※ マイナンバーカードの申請から交付まで約1か月から2か月程度かかります。電子申請をご利用になる場合は、お早めに申請してください。

2 ICカードリーダライタを用意する

一部のスマートフォン（Android8.0以降）でもご利用いただけます。

3 申請に必要なソフトをパソコンにインストールする

利用者クライアントソフト、署名ツールのインストールが必要です。

詳細は、ヘルプ 第6章 (<https://s-kantan.jp/help/PREFIK/>) をご参照ください。

4 いばらき電子申請・届出サービスに登録する

電子申請を行うには、いばらき電子申請・届出サービスへの登録が必要になります。

◇ 申請の流れ

ぴったりサービス

検索

ぴったりサービス

- ・ ぴったりサービスで自治体を検索し、申請したいサービス・手続きを探し、クリックします。
- ・ ページ内「申請する(外部サイト)」をクリックします。

いばらき電子申請・届出サービス

- ・ 案内に従い、内容等を確認し、申請情報の入力を行います。
- ・ ICカードリーダライタにマイナンバーカードをセットし、電子署名を行い、申請を完了します。

受付確認

- ・ 申請後、申込状況照会から処理状況の確認ができます。
- ・ 審査結果については、通知（郵送）で行いますが、不備があったものについては電話等でご連絡します。（※）

◇ 問合せ先

<手続きの内容等について>

城里町福祉子ども課・健康保険課
電話：029-288-3111（代表）

<いばらき電子申請・届出サービスの操作について>

操作に関するコールセンター
電話：0120-464-119

※ 一部の申請については、審査結果は通知されません。また、電子申請後に来庁が必要な手続きがございますのでご了承ください。